



## 富士市公告第 351 号

森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）第 35 条第 1 項の規定に基づき、経営管理実施権配分計画を定めたので、同法第 37 条第 1 項の規定により公告する。

なお、下記のとおり定めた経営管理実施権配分計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和 6 年 11 月 29 日

富士市長 小長井 義正

### 記

#### 1 経営管理実施権配分計画の対象森林及び経営管理実施権者

| N o | 地区名         | 大字     | 森林面積      | 経営管理実施権者      | 整理番号  |
|-----|-------------|--------|-----------|---------------|-------|
| 1   | 旧富士川<br>町域  | 南松野    | 0.8673ha  | 株式会社<br>白糸植物園 | 配 F 5 |
| 2   | 須津山<br>地区   | 中里・富士岡 | 8.8913ha  | 株式会社<br>白糸植物園 | 配 S 5 |
| 3   | 大淵・内山<br>地区 | 大淵     | 26.2929ha | 富士市森林組合       | 配 O 5 |

#### 2 縦覧場所

- ・富士市林政課（富士市役所庁舎 5 階）

※ 富士市ウェブサイトにて閲覧できます。

（リンク先 <https://www.city.fuji.shizuoka.jp/sangyo/c0709/rn2ola0000026o6c.html>）

#### 3 権利の設定

本公告により、対象森林の経営管理実施権が民間事業者に設定される。